

平成30年6月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 16名)

1番	中	谷	松	助
2番	福	田	晃	悦
3番	稲	岡	健	太郎
4番	南		正	紀
5番	寺	井		強
6番	堂	下	健	一
7番	南		政	夫
8番	下	池	外	巳造
9番	須	磨	隆	正
10番	越	後	敏	明
11番	田	中	正	文
12番	富	澤	軒	康
13番	櫻	井	俊	一
14番	林		一	夫
15番	戸	坂	忠	寸計
16番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	守	田	廣	三				
総	務	課	長	新	田	辰	巳			
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	山	口	勝	好	

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まら整備課長兼上下水道室長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	高野 正
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	宮川 信顕

(議事日程)

- 日程 第 1 諸般の報告
- 日程 第 2 町長提出 報告第 4 号ないし第 21 号、議案第 42 号ないし第 48 号及び第 53 号ないし第 61 号並びに請願第 2 号ないし第 4 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程 第 3 町長追加提出 議案第 62 号ないし第 65 号同意第 1 号 (説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程 第 4 議員提出 発議第 1 号及び第 2 号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程 第 5 議会改革調査特別委員会の調査中間報告について
- 日程 第 6 総務産業建設常任委員会及び教育民生常任委員会の閉会中の継続審査並びに各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

( 開 議 )

**南政夫議長** ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 諸般の報告

**南政夫議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

## 日程第2 町長提出 報告第4号ないし第21号、議案第42号ないし第48号及び第53号ないし第61号並びに請願第2号ないし第4号（委員長報告、質疑、討論、採決）

**南政夫議長** 次に、町長提出 報告第4号ないし第21号、議案第42号ないし第48号及び第53号ないし第61号並びに請願第2号ないし第4号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 櫻井俊一君。

**櫻井俊一総務産業建設常任委員会委員長** はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案について、15日に審査をしましたのでご報告します。

まず、報告第14号 専決処分の承認について（志賀町税条例及び志賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例）並びに第15号 専決処分の承認について（志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例）については、いずれも法令の改正に伴う条例の改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、報告第21号 専決処分の承認について（「工事請負変更契約の締結について」志賀町定住促進住宅地造成事業Bブロック（その3）工事）については、工法の変更等により工事請負額を増額するとの説明を受け、採決の結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

次に、議案第44号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、法令の改正に伴い、富来病院の夜間看護手当の支給額を改正するとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 志賀町工場設置奨励に関する条例の一部を改正する条例に

ついて及び第47号 志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも町内における工場等の新增設に対する補助金の範囲を拡大するための改正との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号 財産の処分については、能登中核工業団地内の工場用地を売り払うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号から第61号までの8議案は、町道路線の認定、変更、廃止についてであり、現地で確認を行い、採決しました結果、第56号については、賛成多数で可決し、他の7議案については、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願書及び請願第4号 TPP11 (CPTPP) 協定を批准しないことを求める請願書については、紹介議員から請願の願意について説明を受けましたが、更なる調査が必要であることから継続審査とすべきとの意見があり、採決した結果、全会一致をもって継続審査とすべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 教育民生常任委員会委員長 福田晃悦君。

**福田晃悦教育民生常任委員会委員長** はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました報告及び議案並びに請願について、13日に委員会を開催し、町執行部並びに関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

報告第16号から第20号までは、関係法令の改正に伴い条例を改正した専決処分の承認についてであります。

まず、報告第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税の軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるなど、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第17号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、共生型地域密着型サービスに関する基準の新設や長期療養の機能を備えた介護医療院の創設に伴う規定を整備するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第18号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、グループホームにおける身体的拘束の適正化を図るための基準や介護医療院の創設に伴う規定を整備するため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第19号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、医療と介護の連携強化を図ることを目的とした義務規定の追加など、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、報告第20号 志賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例については、地域密着型サービス事業者等の資格について所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと決しました。

次に、議案第43号 志賀町とき地域福祉センター条例の全部を改正する条例について及び議案第48号 志賀町とき温泉センター条例を廃止する条例については、とき地域福祉センターの大規模改修に伴い、隣接するとき温泉センター施設の機能集約を図り新たな利用形態とするため、それぞれの条例を改正、廃止するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決しました。審査に際し、委員からは、とき地域福祉センターの利用料金等についての質問がなされ、担当課から説明を受けております。

次に、議案第45号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、関係法令の一部改正に伴い、引用する主任介護支援専門員の定義を変更されたため、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料化にすることを求める請願書については、紹介議員から請願の願意について説明を受けましたが、本請願の内容は町政に関する重要な事案であり、慎重に審査すべきとの意見があり、採決した結果、賛成多数で継続審査とすべきものと決した次第であります。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 予算決算常任委員会委員長 南正紀君。

**南正紀予算決算常任委員会委員長** はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された平成29年度の補正予算に係る専決処分の報告10件と平成30年度の補正予算に係る議案1件について、14日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、報告第4号 平成29年度志賀町一般会計補正予算（第7号）から報告第13号 平成29年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第3号）までの報告案件につきましては、事業の実績又は確定に伴うものであり、議案第42号 平成30年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、国庫支出金の内示や土地の売買に伴う所要額の補正を主とするものであります。

委員会の審査経過につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、経過報告は省略させていただきますが、採決の結果、いずれも全会一致をもって承認又は可決すべきものと決した次第であります。

以上、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

**南政夫議長** 委員長報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 討 論 )

**南政夫議長** これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

-----  
( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

まず、町長提出 報告第4号 専決処分の承認について(平成29年度志賀町一般会計補正予算(第7号))を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第5号 専決処分の承認について(平成29年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)ないし第13号 専決処分の承認について(平成29年度志賀町立富来病院事業会計補正予算(第3号))を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第14号 専決処分の承認について(志賀町税条例及び

志賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例) ないし第20号 専決処分承認について(志賀町指定地域密着型サービス事業等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例)を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案承認であります。各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 報告第21号 専決処分承認について(「工事請負変更契約の締結について」志賀町定住促進住宅地造成事業Bブロック(その3)工事)を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第42号 平成30年度志賀町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第43号 志賀町とぎ地域福祉センター条例の全部を改正する条例についてないし議案第48号 志賀町とぎ温泉センター条例を廃止する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。



以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第53号 財産の処分について「能登中核工業団地内の工場用地」についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第54号 志賀町道路線の認定について(町道第173号みらいとうぶ2号線)及び第55号 志賀町道路線の認定について(町道第8093号西浦防災センター線)を一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。両案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第56号 志賀町道路線の変更について(町道第5051号布後山線)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立14名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第57号 志賀町道路線の変更について（町道第8020号 小室線）ないし第61号 志賀町道路線の廃止について（町道第8074号野中線）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、請願第2号ないし第4号は、委員長報告のとおり継続審査とすることにしたいと思います。

お諮りします。

この採決は、起立によって行います。

まず、請願第2号 子どもの医療費を18歳（高校卒業）まで窓口無料にすることを求める請願についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、継続審査であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立13名）

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

続いて、請願第3号 主要農産物種子法の復活等をもとめる請願についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、継続審査であります。本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立15名）

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

続いて、請願第4号 TPP11（CPTPP）協定を批准しないことを求める請願書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、継続審査であります。本件は、委員長報告のと

おり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

---

**日程第3 町長追加提出 議案第62号ないし第65号同意第1号（説明、質疑、委員会付託、討論、採決）**

**南政夫議長** 次に、本日、町長から追加提出のありました議案第62号 志賀町税条例の一部を改正する条例についてないし第65号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について（志賀町とぎ地域福祉センター大規模改修工事）及び同意第1号 志賀町農業委員会委員の選任の同意を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

**小泉勝町長** 去る6月5日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた、条例の一部改正及び工事請負契約の締結等に係る議案4件並びに人事案件に係る同意1件について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第62号 志賀町税条例の一部を改正する条例については、本年6月6日に、生産性向上特別措置法が施行され、新たに固定資産税を減免できる特別措置が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第63号及び議案第64号は、工事請負契約の締結についてであります。

議案第63号については、仮称であります、西浦防災センターの建設工事を行うにあたり、石田工業株式会社 代表取締役 石田章と2億4,028万8,120円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第64号については、旧熊野小学校校舎解体工事を行うにあたり、寺井建設株式会社 代表取締役 寺井裕と2,570万4,000円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第65号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、平成29年第4回定例会で議決をいただいた志賀町とぎ地域福祉センター大規模改修工事に係る請負契約の変更を行うものであります。変更内容につきましては、工事着手後において、浴場設備のボイラー本体から煙突までの部分の製品にアス

ベストが含まれていたことから、その撤去・運搬に係る経費等を追加するもので、契約金額に703万2,960円増額し、4億879万2,960円に変更するものであります。

同意第1号 志賀町農業委員会委員の任命については、平成28年4月に農業委員会等に関する法律が一部改正され、農業委員会委員の選出方法に関して、市町村長が議会の同意を得て任命することとされ、今回の改選から適用されるため、農業委員会委員13名を任命するにあたり、関係法令の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上で追加案件の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

**南政夫議長** 説明を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、各件に対する質疑を許します。

(発言者なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

-----  
( 委 員 会 付 託 省 略 )

**南政夫議長** お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

-----  
( 討 論 )

**南政夫議長** これより、各件に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、町長提出 議案第62号 志賀町税条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第63号 工事請負契約の締結について「(仮称)西浦防災センター建設工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第64号 工事請負契約の締結について「旧熊野小学校校舎解体工事」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第65号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更について(志賀町とぎ地域福祉センター大規模改修工事)を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、町長提出 同意第1号 志賀町農業委員会委員の選任の同意を採決します。

お諮りします。

本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意されました。

---

**日程第4 議員提出 発議第1号及び第2号 (趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)**

**南政夫議長** 次に、本日、福田晃悦君ほか2名から提出のありました発議第1号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書について及び第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書についてを一括して議題とします。両案の提出者から、説明を求めます。

2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。2番 福田晃悦です

今回提出しました、発議第1号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書及び発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書についてを説明いたします。

まず、発議第1号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書についてを説明いたします。

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むように定めております。また、障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するため、公共交通機関は必要不可欠な移動手段となっております。

加えて、国の障害者支援施策においては、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の一元化が基本的な方針とされているにもかかわらず、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度については、一定の成果は見られるものの、いまだ身体障害者や知的障害者に比べ、支援の内容に差がある現状となっております。

精神障害者が身体障害者や知的障害者と同様の運賃割引制度の適用を受けることができるようになれば、精神障害者の社会参加への切実な願いは潰えることになります。

よって、国におかれては、交通事業者に対し、精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用について、より一層の働きかけを行うよう強く要望するため、地方自治法第99条により、志賀町議会から国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

引き続き、発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書について説明いたします。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で、極めて重要な役割を果たしております。このような子どもの力は、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて育まれるものであり、家庭に教育の基礎をしっかりと築くことがあらゆる教育につながります。また、子どもは地域の宝として、それぞれの家庭は勿論のこと、学校や地域のさまざまな人たちが関わって、子どもの成長を支えていくものであります。

しかしながら、核家族化、少子化、地域における人間関係の希薄化など、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、子育てに対する不安や問題を抱えて孤立する親が増え、その結果、過保護や過干渉、放任や虐待など家庭の教育力の低下に加え、他人の子どもを注意できないことなど、地域の教育力も低下していることが指摘されております。

これまでも、家庭教育を支援するための様々な取り組みが行われてきましたが、より一層の支援が求められており、教育基本法第10条においても、国や地方自治体が家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭教育支援に努めるべきことを定めており、今こそ社会全体で家庭教育を支えあう仕組みが必要であります。

よって、国におかれては、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するため、家庭教育支援法を制定するよう強く要望するため、地方自治法第99条により、志賀町議会から国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、社会的弱者、また、将来を担う子ども達に係る重

要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、以上本件の主旨説明といたします。

**南政夫議長** 説明を終わります。

---

( 質 疑 )

**南政夫議長** これより、両案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 委 員 会 付 託 の 省 略 )

**南政夫議長** お諮りします。

両案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

---

( 討 論 )

**南政夫議長** これより、両案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

**中谷松助議員** 議長。

**南政夫議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** 日本共産党の中谷松助です。

まず初めに、昨日発生しました大阪北部地震において多大なる被害を受けられた方々に対し、心からのお見舞いを申し上げるものであります。

私は、上程された発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書に対し、反対の立場から反対討論をさせていただきます。討論のための登壇は1回のみですので、発議第1号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書に対しましては、賛成の立場から賛成討論を併せてさせていただきます。



まず、発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見に対し、反対の立場から反対討論を行います。私は、子どもの成長における家庭の役割、家庭教育の重要性をいささかも否定するものではありません。しかし、政府与党が目指す家庭教育支援法案が定める家庭教育支援の基本方針は、家庭への介入を容認し、指図をしようとするもので、更に基本方針に沿って自治体が基本方針を定め、地域住民に国と自治体への協力を求めるという内容のものであります。

放送界の弁護士などからは、家族を国家主義的な教育の一機関として位置づけるものであり、多様性及び自主性が尊重されるべき家庭に、公的な介入を許容するものとの批判の声があり、個人の尊厳と良性の本質的平等を基礎とした日本国憲法第24条の改正の先取りであるなどの懸念も示されています。

社会は家族単位ではなく、個人の人格の尊重と尊厳に基づいて形成されるものであり、今日、行政のやるべきことは、子ども達に自由な精神生活と健康で安全な生活を保障するための環境整備を行うなど、最善の措置を講ずることです。

子ども達の人格形成にとって大切なことは、狭く家庭での教育の中に押し込められるようなものではなく、子どもの権利条約に規定されているように、すべての子どもが学び、健やかな成長を保障する社会環境を整えることこそ行政の最も大切な責務であるとの立場から、発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書には反対といたします。

次に、発議第1号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書に対し、賛成の立場から討論を行います。本意見書は、平成29年3月石川県議会で可決されており、より一層の改善が求められるものであります。石川県精神障害者家族会など、各陳情、請願団体からの切実な声に応じて要望の実現を速やかに図るべきと思います。よって、私は、精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書に賛成をするものであります。

以上を持ちまして、私の反対と賛成の討論といたします。ありがとうございました。

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

**南正紀議員** 議長。

**南政夫議長** 4番 南正紀君。

**南正紀議員** 私は、発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書に対し、賛成の立場で討論をいたします。

現在、核家族化の進行や地域における絆の希薄化など、家庭環境の著しい変化により、子どもに対する過保護、過干渉、放任など、家庭教育力の低下が強く指摘され、深刻な事態になりつつあるとの懸念が顕著化しております。

両親、祖父母との別居により、子育てにおけるアドバイスがタイムリーに得られない点や、近隣住民とのコミュニケーションの減少により、子育てに関する経験等の情報が得にくくなってきた現状は、決して歓迎されるものではありません。

連日のように報道される児童虐待については、厚生労働省によりますと、その相談件数はこの3年間で毎年1万件以上増加し、平成28年度には過去最多の122,575件に上るなど、一層深刻さを増しております。また、若い夫婦による出産や育児などが人間関係の薄れた地域社会の中で孤立してしまう現状も増えており、行政からのより積極的な家庭教育への支援が必要となっております。

我が国の将来の担い手である子ども達を育成させる家庭は、社会と国の基本単位であり、家庭倫理が社会倫理の基盤になるとともに、教育基本法第10条においては、父母等の保護者は子の教育について、第一義的責任を有し、国は家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の学習の機会及び情報の提供等の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならないと規定しています。

これらを勘案するに、家庭教育の支援に関する施策の総合的な推進を図るため、家庭教育支援法の制定が強く求められると考えます。

議員各位におかれましては、本件趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

**南政夫議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**南政夫議長** 他にありませんか。

(発言なし)

**南政夫議長** 討論を終結します。

( 採 決 )

**南政夫議長** これより、採決します。

この採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第1号 精神障害者に対する公共交通機関の一層の運賃割引を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

**南政夫議長** 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出発議第2号 家庭教育支援法の制定を求める意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立13名)

**南政夫議長** 起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第5 議会改革調査特別委員会の調査中間報告について**

**南政夫議長** 次に、議会改革調査特別委員会の調査中間報告についてを議題とします。

本件については、会議規則第47条第2項の規定に基づき、議会改革調査特別委員会委員長 富澤軒康君から、調査における中間報告の申し出がありました。

お諮りします。

本件、中間報告を行うことを承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

(午後2時49分 久木拓栄議員退室)

議会改革調査特別委員会の調査中間報告を求めます。

議会改革調査特別委員会委員長 富澤軒康君。

**富澤軒康議員** はい議長。

それでは、議会改革調査特別委員会の調査中間報告をさせていただきます。

本特別委員会では、設置目的である議会改革に関する調査及び議会基本条例に関する調査を平成28年6月の委員会設置日から、これまで延べ56回の委員会を開催し、また、議会改革の先進地である9市町の視察調査を経て、議会改革の調査検討を行って参りました。

設定した改革項目である12項目のうち6項目につきましては、昨年6月の定例議会において中間報告をさせていただき、一定のご理解を得たものと思っております。残りの6項目については、一定の方向性が出ましたので、本日報告をさせていただくものであります。

それでは初めに、7項目目の政務活動費から報告をいたします。

全国的な政務活動費の交付状況の調査では、896市町村の中で、市が87パーセント、町が25パーセント、村が12パーセントで政務活動費が交付されており、市町村全体で52パーセント、都道府県を合わせれば65パーセントの自治体で交付されております。

近年、悪名高き政務活動費ではありますが、その交付根拠は地方自治法に定められ、運用は条例に委任される正規な制度であります。マスコミを賑わしているのは、制度そのものというより、その使い道や無駄遣いと疑われるもの、そして、最も大きいものは領収書の改ざんによる不正支出であり、このため、正しい使途で、不正や改ざんが行われないような仕組みを作れば、事件となった事例は起こらないというふうに考えております。

当委員会では、一括前渡し事後精算方式ではなく、補助金のようにその都度の精算による後払い方式を提案しております。使途につきましても、調査・研究、研修、広聴、要請・陳情からなる窓口の狭い4つの費用のみを対象とし、それぞれの経費に基準や制限を設ける、他の議会と比較すれば非常に厳しいものとなっております。また、交付申請や実績報告の段階で、議会事務局の審査が入ることによって、議員の主観的考えや、間違った解釈によって政活費が使われることを未然に阻止するようにしております。

全国的に政務活動費の廃止傾向が強まる中で、本町では、正しい政務活動費によって議員の見識と資質が向上し、その結果、議会が活性化することを念じて、前向きに導入する考えであります。議員報酬と政務活動費を一体として捉えて

の検討も必要であるというふうに考えております。

続いて、8項目目のタブレット端末によるICT化についてであります。

タブレット端末の導入については、既に導入し利便性が高いと評価している内灘町議会や富山県南砺市議会を視察し、その機能を体感するとともに、業者によるデモンストレーションも実施してきました。

焦点といたしましては、タブレット端末に、導入費用に見合うだけの価値があるのかどうかということで、メリットとデメリットについても検証いたしました。メリットといたしましては、ペーパレス化で執行部側の資料作成の負担軽減や数字等の訂正も簡単であり、資料をデータ化して見ることで、資料を持ち運ぶ必要がなくなり、過去の資料を速やかに確認できることであります。一方、デメリットとしては、資料が見にくいこと、複数の資料を並べて見比べることができないことが挙げられますが、端末の画面サイズを大きくすることで、一応の改善が図れるものと考えております。

また、タブレット端末は、資料を閲覧するばかりでなく、インターネット利用による調査にも活用できます。将来的には、議場での一般質問におけるデータ等掲示等の活用等、いわゆる議場のICT化なども検討し、導入の効果を一段と上げることで、費用対効果が向上できるのではないかと考えております。

本委員会では、今後の導入を見据えて、タブレット端末の試行運用を、一部の議員に個人的に所有するタブレットを使用してもらい、利便性の確認、議会内での動機づけを行っております。

続いて、9項目目の一問一答方式についてであります。

一般質問において、これまでの一括質問方式では、質問者が取り上げた複数の項目の質問事項を一括して質問し、答弁を聞き、その答弁のうち何点かに理解ができないものがあつた場合、それらについて再質問をしていますが、それぞれの案件に対する焦点が、不明瞭、消化不良のまま質疑を終えることが多くあります。

その点、一問一答方式は、案件に対する疑問点を一つずつ取り上げ、納得いくまで質問、答弁を繰り返すため、より一層、論点、争点が明確になり、傍聴している方にもわかりやすい方法でもあります。

本委員会では、これまでの一括質問方式に加えて一問一答方式を導入し、その質問内容に適した方式を、質問者が選択するやり方が最善であるというふうに検

討結果を導きました。また、一問一答方式の導入に合わせて、議員用の対面式演壇を設けることも想定をしており、これにより迫力と緊張感が生まれることが期待できます。

(午後2時53分 久木拓栄議員入室)

続いて、10項目目の通年制についてであります。

通年制は、会期の回数によって、制限されていた議会活動を解消する目的から設けられたもので、定例会の会期を年1回とし、会期の長さを1年間として運用するものです。そのため、議会の判断で必要に応じて会議を開くことができ、議会の主体性や迅速性がより一層進展することが期待できるというふうに言われています。

通年制のメリットとしては、十分な会議時間が確保され、議会機能が強化され、専決処分が少なくなる。緊急の案件に迅速に対応できるといったことが挙げられますが、志賀町議会では、臨時議会や協議の場の開催、閉会中継続調査等により、通年的な活動が可能になり、通年制を導入しても運営上、そう大きな違いはないということから、本委員会では、通年制は導入しないという判断に至りました。

続いて、11項目目の議会基本条例についてであります。

地方議会は、自治体の条例や予算を決定する機関、すなわち地方自治体の意思決定機関であります。その性格上、行政のチェック機関としての役割を保ち、二元代表制の一翼を担っております。そのような観点から目指すべき方向性や理念、目標等を明示した議会基本条例を制定する流れが全国的に広まっております。

全国の制定状況といたしましては、道府県で66.0パーセント、政令都市で80パーセント、市で59.8パーセント、町村で31.0パーセント、全体で44.6パーセントとなっております。本委員会では、議会基本条例を既に策定済みの多くの町村を例に、二元代表制における地方議会のあるべき姿と現状の問題点を整理し、同時に、住民と行政と議会のそれぞれの関係性、それぞれの役割を再確認し、志賀町独自の議会基本条例案を策定しております。

最後に、12項目目の議員定数・議員報酬についてであります。

本委員会では、議員定数・議員報酬それぞれの方向性を見出す第一条件として、町民の皆さんが納得できる論拠を示すことが必要であると判断し、調査・検討をまいりました。

まず、議員定数についてであります。定数を考える上で、人口、面積、財政力などの判断材料を設定し、全国の同規模の地方公共団体の数値も参考とした上で、次のような結論を出したところであります。

議員は、民主主義における地域住民の代弁者であり、無理な定数削減は住民の多様な意見が届かなくなる恐れがあり、同時に、議会は町政の監視機能の役割も担っており、それぞれが弱体化する恐れがある。また、委員会での議員間の自由活発な議論をするためには、適当な議員数が必要でもあります。

その一方で、人口が減少していく中で、周辺の自治体に合わせて定数を減らしてもいいのではないかという意見もあり、本委員会では結論を出すことができませんでした。

続いて、議員報酬についてであります。現在、議員のなり手不足は全国的に深刻化しており、その一因として、議員報酬の低さが取り上げられております。また、地方分権・地方主権改革が進み、町経営が複雑・高度化している中で、議員の活動も高度化し、専門的になっており、他の職をもって議員活動することが困難な状況になっております。

法的には、議員報酬は生活給でないとされているものの、本来議会の役割である多様な民意を町政に反映するといった役割を果たしていくためには、ある程度の生活給としての保障が必要だというふうに思っております。本委員会として、適正な報酬額の論拠を示すことができませんでした。今後は、議員定数と議員報酬については、議会全員協議会の場で議論していくということになります。

以上、6項目についての報告とさせていただきますが、今後、議会全体で議会改革のそれぞれの項目についての検討をお願いしたく思っております。なお、9月議会におきまして、議会改革の最終案を議員各位に提示したく考えておりますので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、議会改革調査特別委員会の調査中間報告とさせていただきます。

**南政夫議長** 報告を終わります。

-----  
( 質 疑 )

**南政夫議長** 続いて、本件に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**南政夫議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

**日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件**

**南政夫議長** 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**南政夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**南政夫議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成30年第2回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後3時02分 閉会)

---

議 長 報 告

1 議長報告第11号

入札結果報告

(平成30年6月7日 9件)

(平成30年6月12日 2件)

2 議長報告第12号

委員会所管事務調査等報告書

・議会改革調査特別委員会委員長

・教育民生常任委員会委員長



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長           南           政 夫

志賀町議会議員           下 池       外巳造

志賀町議会議員           須 磨       隆 正